

風間浦村 地域防災計画

概要版



目 次

第1 計画の基本的考え方	1
第2 災害への対策	4
第3 地域防災計画の主な記載項目	8

令和6年3月

第1 計画の基本的考え方

1 計画修正の基本方針

風間浦村地域防災計画は、青森県地域防災計画の修正、防災基本計画(中央防災会議)の修正、災害対策基本法の改正等との整合を図りつつ、必要事項の修正を行いました。

2 計画の目的

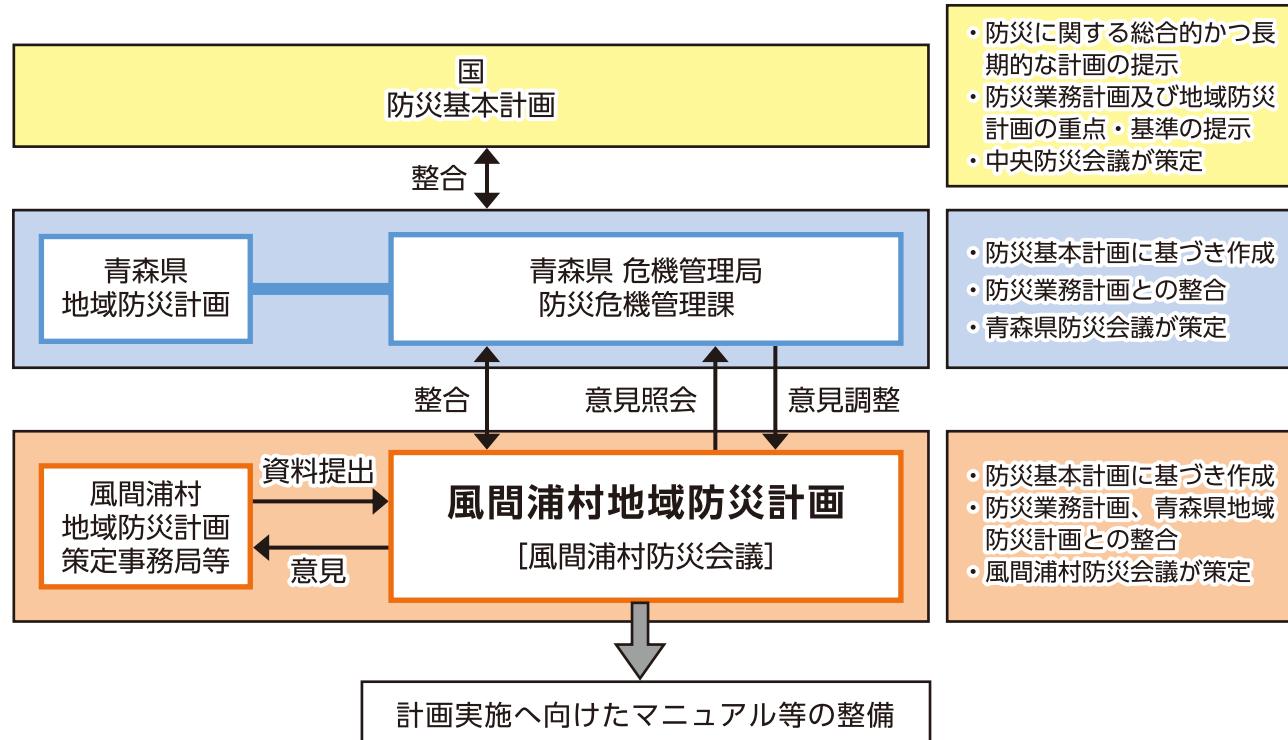
この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び風間浦村防災会議条例第2条の規定に基づき、風間浦村防災会議が作成する計画であって、村の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関、住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、風間浦村の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的とします。

また、県、村、防災関係機関、事業者、並びに住民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的かつ計画的に促進します。

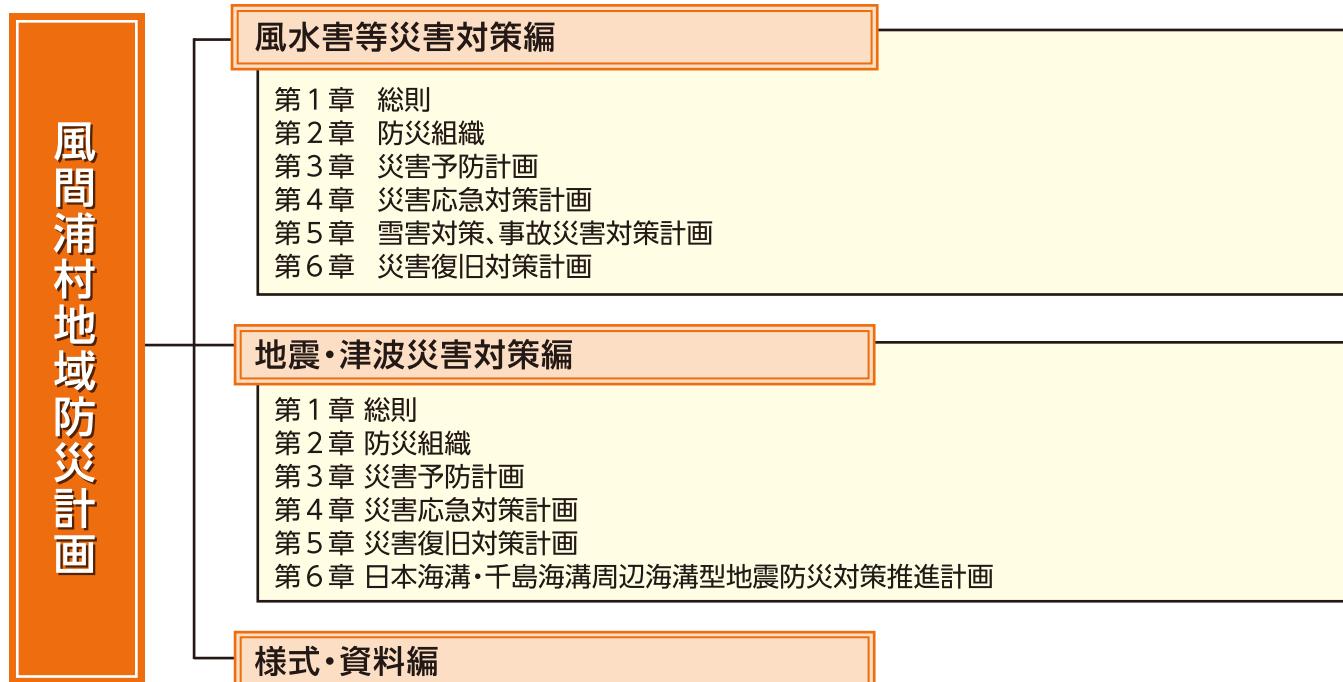
また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう取り組みます。

3 計画の位置づけ

災害対策においては、国や青森県との連携が必要となるため、国の防災基本計画や青森県地域防災計画との整合を図りました。



4 計画の体系(全体構成)



5 各機関の役割

この計画において、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定めます。

風間浦村の役割	村は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。
青森県の役割	県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行います。 県出先機関は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行います。
指定地方行政機関の役割	指定地方行政機関は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行います。
指定公共機関及び指定地方公共機関の役割	指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。
公共的団体等及び住民の役割	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力します。 また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努めます。

6 災害の記録、青森県の主な活断層

(1) 大雨による被害

年 日 月	台風の名称	被 害 状 況
S12. 9. 11	集中豪雨	下風呂地区で山津波を伴い倒壊、流失家屋18戸、焼失家屋16戸、死者15名
S30. 10. 7	台風23号	下風呂地区でがけ崩れを起こし死者9名
S34. 9. 27	台風15号	易国間地区で住家2棟流失、浸水家屋100棟
S48. 9. 23	集中豪雨	風間浦村全域において落石、土砂崩れのため全面不通。下風呂地区ではがけ崩れのため死者1名(激甚災害の指定を受ける)
H 2. 11. 5	集中豪雨	桑畠地区で住宅19棟、非住家7棟浸水
H 4. 8. 9	集中豪雨	易国間地区3箇所、蛇浦地区1箇所浸水
H 6. 9. 16	集中豪雨	易国間地区3箇所、蛇浦地区7箇所、桑畠地区1箇所浸水、国道沿い2箇所土砂崩れ
H10. 8. 3	集中豪雨	蛇浦地区国道3箇所冠水、河川増水による畠の冠水、仕出店裏より店内浸水、桑畠地区山道土砂崩れにより全面不通
H10. 9. 16	台風5号	易国間地区河川氾濫のおそれがあるため、住民に避難勧告、2箇所の橋一部損壊、蛇浦地区国道冠水、仕出店裏より店内浸水、下風呂地区強風を伴い防災無線中継装置小屋の屋根が飛ばされそうになり、ロープで固定
R 3. 8. 9 ～10	集中豪雨	下風呂・桑畠・易国間地区での集中豪雨により国道279号沿いで土砂崩れが発生し局地激甚災害指定を受ける。特に下風呂地区では降りはじめから4日間の総雨量は394mmを観測し、最も被害が大きかった。下風呂地区と桑畠地区で合わせて最大721名が孤立。下風呂地区を中心に土砂崩れ12箇所、全壊1戸、半壊4戸、一部損壊32戸

(2) 地震の記録

本村の過去における主な地震、津波は以下のとおりです。

平成22年2月28日に発生した「チリ沖地震発生による大津波警報の発令」に伴い同日午前11時に避難指示を発令しました(対象村内全域1,000世帯・2,400人)。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、本村では最大震度3を記録し、同日午後4時に避難指示を発令しました(対象村内全域1,000世帯・2,400人)。被害状況としては漁船1隻の大破がありました。

(3) 青森県の主な活断層

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められています。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められています。
折 爪 断 層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21kmにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯 (青森湾西断層、野木和断層及び入内断層)	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びています。

7 地震被害想定

県の地震被害想定調査による本村の被害予測は次のとおりです。

風間浦村		単位	(1)太平洋側 海溝型地震	(2)日本海側 海溝型地震	(3)内陸 直下型地震
最大震度			6強	5強	5強
人的被害	死者数	人	530	*	*
	負傷者数	人	70	*	*
建物被害	全壊棟数	棟	1,300	*	-
	半壊棟数	棟	170	10	*
ライフライン被害	上水道断水人口	人	1,300	-	10
	下水道機能支障人口	人	-	-	-
	電力停電軒数	軒	1,400	-	-
	避難者数(1日後)	人	1,200	-	*

※数値の表示方法:「-」は0、「*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は一の位を四捨五入、
「1000以上1万未満」は十の位を四捨五入

※(1)は令和3年度調査、(2)は平成27年度調査、(3)は平成24・25年度調査の数値

第2 災害への対策

1 災害対策への村の配備態勢

村は、下記の配備態勢で防災活動及び災害への応急対策を実施します。

(1) 地震・津波災害の場合の配備基準

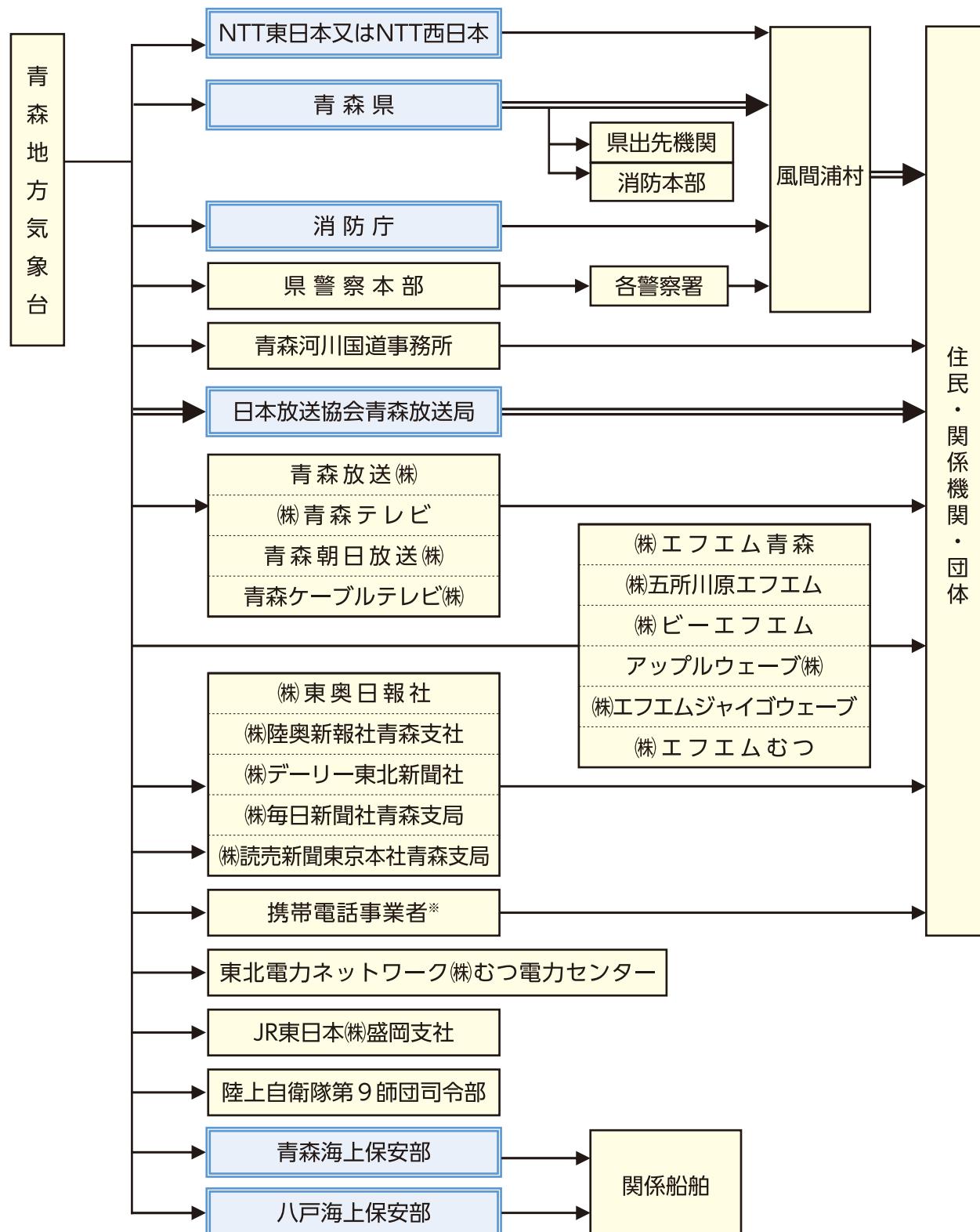
配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部 を設定するに 至らないが予 想される災害 に直ちに対処 する姿勢	1 津波注意報が発表されたとき。 2 村内で震度4の地震を感じたとき。 3 村長が特にこの配備を指示したとき。	1 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1 関係課及び災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備 全庁をあげて 対処する姿勢	1 村内で震度5弱、5強の地震を感じたとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 村長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	1 村内で震度6弱、6強以上の地震を感じたとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 村長が特にこの配備を指示したとき。	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。

(2) 風水害等災害の場合の配備基準

配備区分	配 備 時 期	実 施 内 容	配 備 要 員
1号配備 (準備態勢) 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	1 次のいずれかの注意報又は情報が発表され危険な状態が予想されるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 強風注意報 (5) 大雪注意報 (6) 風雪注意報 (7) 竜巻注意情報 2 村長が特にこの配備を指示したとき。	1 総務課は、気象情報を収集し関係課に伝達する。 2 関係課は、気象情報に注意しそれぞれの準備態勢を整える。	1 総務課員及び関係課職員若干名で対処する。 2 休日等の勤務時間外は、必要に応じて登庁し、対処する。
2号-1配備 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢 2号-2に円滑に移行できる態勢	1 次のいずれかの警報又は情報が発表され危険な状態が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 大雪警報(おおむね積雪1m以上) (6) 暴風雪警報 2 夜間から明け方に、前記の事象が予想されるとき。 3 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、村の地域内に被害が発生するおそれがあるとき。 4 村長が特にこの配備を指示したとき。	1 総務課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は各種情報収集に努め、総務課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	1 配備要員は、1号配備を強化する。 2 休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課の職員が登庁して対処する。 なお、他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
2号-2配備 (警戒態勢) 災害情報等を収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて3号配備(非常態勢)に円滑に移行できる態勢	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 各種警報が発表されている状況下で、台風又は前線が通過する公算が強く、村の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 3 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超えて、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想されるとき。 4 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 5 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が村又は近傍を通過すると予想されるとき。 6 前記に該当しない場合で、村の地域内で甚大な被害が発生することが想定されるとき。 7 村長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害警戒対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。 3 状況の推移により、災害対策本部に移行し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課の災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害警戒対策要員が登庁し対処する。 なお、他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
3号配備 (非常態勢) 大規模な災害時において、全庁的に応急対策を実施する態勢	1 気象の特別警報が発表されたとき。 2 次の場合で村長が必要と認めたとき。 (1) 災害が村内に広域にわたり発生したとき。 (2) 村に相当規模の災害が発生したとき。 (3) 他市町村との連絡調整が必要なとき。 3 村長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部を設置し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 関係課の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員が登庁し対処する。 なお、他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。

2 情報の伝達

■ 気象予報・警報等に関する情報伝達系統

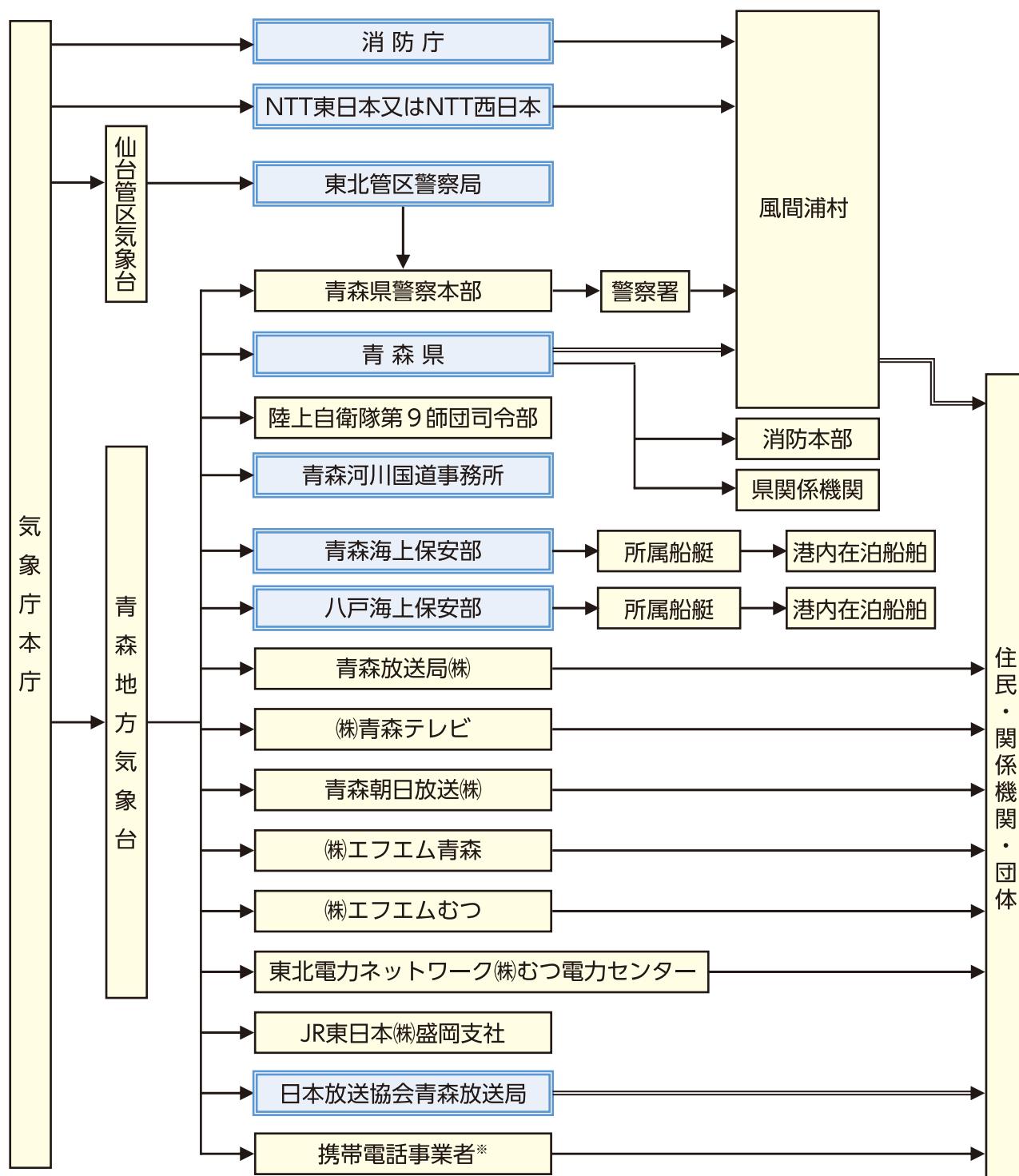


※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注)赤枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

■ 津波警報等・地震情報等に関する情報伝達系統



※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注)赤枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

3 避難指示等の判断基準

避難指示等の判断基準は、おおむね次のとおりです。

【土砂災害時】

種 別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2. 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹きはじめることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5. 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2. 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合

* 避難指示等の基準に関しては、上記のほか、河川水位、潮位及び土砂災害警戒情報等に基づく具体的な基準を定める。

【津波災害時】

種 別	基 準
避難指示(緊急)	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

第3

地域防災計画の主な記載項目

1 風水害等災害対策編

(1) 災害予防計画

ア 業務継続性の確保

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ります。

- 必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討
- 優先すべき業務の絞り込み、当該業務を遂行するための役割分担などの全庁をあげた体制の構築

イ 防災事業

- 地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防災事業を推進します。
- 治山事業及び治水事業、砂防対策事業等の地域保全事業の推進
 - 防災拠点施設整備事業、市街地再開発事業等の防災対策事業の推進

ウ 自主防災組織等の確立

- 住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進します。
- 自主防災組織の育成強化及び防災活動の推進
 - 事業所の自衛消防組織の設置促進及び防災活動の推進

エ 防災教育及び防災思想の普及

- 防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図ります。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図ります。
- 防災業務担当職員に対する防災教育
 - 住民に対する防災思想の普及
 - 防災行動計画(タイムライン)の作成

オ 企業防災の促進

- 企業防災に向けて、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図ります。
- 事業継続計画(BCP)等の作成
 - 企業の防災に係る取組の積極的評価等による防災意識の高揚

カ 防災訓練

- 計画的、継続的な防災訓練を実施して、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ります。
- 風水害や大規模林野火災を想定した総合防災訓練の実施
 - 地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練の実施

キ 避難対策

- 災害時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図ります。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の指定、避難路の選定
 - 福祉避難所の検討
 - 感染症対策
 - 避難訓練及び避難に関する広報の実施
 - 避難計画及び広域一時滞在に係る手順等の策定

ク 要配慮者等安全確保対策

- 災害に備えて、要配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行います。
- 要配慮者の支援体制の整備等
 - 避難行動要支援者名簿の作成及び運用
 - 個別避難計画の作成及び運用
 - 要配慮者利用施設の安全性の確保

ケ 防災ボランティア活動対策

- 災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図ります。
- 社会福祉協議会の関係機関とボランティア団体等の連携・協力
 - 防災ボランティア、防災ボランティアコーディネーターの育成

コ 土砂災害予防対策

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備を図ります。

- 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知徹底
- 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準
- 盛土による土砂災害防止対策事業

(2) 災害応急対策計画

ア 気象予報・警報等の収集及び伝達

風水害等の災害に関する気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施します。

- 気象予報・警報等の発表
- キクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要

イ 情報収集及び被害等報告

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図ります。

ウ 災害広報・情報提供

災害発生時において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施します。

- 住民相談室の開設等
- 災害時の氏名等の公表

エ 自衛隊災害派遣要請

災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請します。

オ 広域応援

災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じます。

カ 避難

災害発生時において、災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護します。

- 避難指示等の基準
- 自宅療養者の避難所での受入れ

キ 食料供給

災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給措置を講じます。

ク 給水

災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じます。

ケ 障害物除去

災害により、土石、竹木等が住家や周辺に運ばれたり、道路等に堆積した場合や、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物の除去を行います。

コ 医療、助産及び保健

災害により医療、助産及び保健機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じます。

サ 輸送対策

被災者や、災害応急対策のために必要な人員や、物資、資機材等を迅速かつ確実に輸送するために必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達します。

(3) 災害復旧対策計画

ア 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、金融措置を講じるよう県に働きかけます。

イ 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じます。

2 地震・津波災害対策編

「地震・津波災害対策編」の中で、「風水害等災害対策編」と同様の内容については、「風水害等災害対策編」を準用しています。

(1) 災害予防計画

ア 津波災害予防対策

最大クラスの津波と発生頻度の高い津波の、2つのレベルの津波を想定することを基本とし、総合的な対策を講じるものとします。

- 海岸保全施設等の整備
- 津波防災の観点からのまちづくりの推進
- 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備
- 津波避難計画の策定

イ 建築物等対策

地震発生時の建築物の倒壊や火災の発生を防止又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図ります。

- 公共建築物、一般建築物等の耐震性の確保等
- コンピュータのバックアップ対策の推進

ウ 都市災害対策

村の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、基盤施設の整備、防災拠点等の整備、街区の整備、建築物の不燃化を図ります。

- 地域地区の指定、基盤施設の整備、防災拠点等の整備、街区の整備、建築物の不燃化

(2) 災害応急対策計画

ア 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、津波警報等・津波予報及び地震、津波に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ確実に実施します。

イ 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期するものとします。

ウ 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止します。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止します。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るものとします。

風間浦村 総務課

住所:〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5
TEL:0175-35-2111 FAX:0175-35-2403